

## 労働者派遣事業に係る情報提供

本事業所における労働者派遣事業に係る情報は以下の通りです。

|        |                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の名称 | 公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会<br>北茨城市事務所                                     |
| 所在地    | 〒319-1542<br>北茨城市磯原町本町 2 - 4 - 1 6 地域福祉交流センター内<br>(TEL : 0293-42-3262) |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 派遣労働者数 (令和7年6月1日付) | 6 人 |
|--------------------|-----|

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 派遣先事業所数 (令和 6 年度) | 5 件 |
|-------------------|-----|

|                                             |          |
|---------------------------------------------|----------|
| 令和 6 年度労働者派遣料金の平均額 (派遣労働者1人 1 日 (8 時間) 当たり) | 11,728 円 |
| 令和 6 年度労働者の賃金の平均額 (派遣労働者1人 1 日 (8 時間) 当たり)  | 9,122 円  |
| マージン率                                       | 22.2%    |

\* マージンに含まれる内容

派遣労働者の年次有給休暇分賃金および教育訓練実施時の賃金、教育訓練費用、労災保険料、消費税、損害賠償保険料、管理費（事務費・人件費）等  
公益法人のため、事業維持のための一時的かつ最低限の留保分を除き、一般企業の純利益に対応する利益相当額はありません。

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等（いわゆる同一労働同一賃金ルール）】

- ・上記労使協定は締結しておりません。シルバー派遣では、派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

【派遣労働者のキャリアアップに関する事項】

- ・教育訓練（令和7年度計画）

| 教育訓練の種類     | 時間数    | 対象者                                    | 実施方法   | 実施主体     |
|-------------|--------|----------------------------------------|--------|----------|
| 入職時研修（マナー等） | 1 時間   | 初めて派遣で働く労働者                            | Off-JT | 派遣元（事務所） |
| 運転業務従事者講習   | 4時間    | 受講を希望する派遣就業労働者<br>* 年度により実施する講習は異なります。 | Off-JT | 派遣元（本部）  |
| 接遇再入門講習     | 4時間    |                                        |        |          |
| 食品衛生責任者養成講習 | 6.33時間 |                                        |        |          |
| 救急法基礎講習     | 4時間    |                                        |        |          |
|             |        |                                        |        |          |
|             |        |                                        |        |          |
| 労働者の費用負担    |        | これらの教育訓練について 費用負担はありません。               |        |          |
| 給与支給状況      |        | これらの教育訓練は 有給で行います。                     |        |          |

- ・キャリアコンサルティング

希望する派遣会員に対し、シルバーでの派遣就労とキャリア形成に関する専門職員が相談に応じます。

【福利厚生】

- ・労災保険、年次有給休暇
- ・指定宿泊施設会員割引制度（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください）
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。